

平成30年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成30年5月8日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	高道洋子君
9番	高橋健一君	10番	星孝道君
11番	高橋秀樹君	12番	井脇昌美君
13番	吉田敏男君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 3～P 4＞
- 日程第 4 報告承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度足寄町一般会計補正予算（第 13 号）〕＜P 4～P 5＞
- 日程第 5 報告承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 29 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）〕＜P 5～P 6＞
- 日程第 6 議案第 48 号 町民センター改修（第 2 期）（建築主体）工事請負契約について＜P 6～P 7＞
- 日程第 7 議案第 49 号 町民センター改修（第 2 期）（電気設備）工事請負契約について＜P 7～P 8＞
- 日程第 8 議案第 50 号 町民センター改修（第 2 期）（機械設備）工事請負契約について＜P 8～P 9＞
- 日程第 9 議案第 51 号 花輪線整備工事請負契約について＜P 9～P 10＞
- 日程第 10 議案第 52 号 足寄町税条例等の一部を改正する条例＜P 10～P 12＞
- 日程第 11 議案第 53 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P 12～P 13＞
- 日程第 12 議案第 54 号 平成 30 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 号）＜P 13～P 14＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成30年第2回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集の御挨拶がございます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第2回臨時会招集に關しましての御挨拶を一言申し上げます。

新年度、スタートしてからはや1カ月が過ぎ、いよいよ基幹産業であります農業の春耕期を迎えるに至っております。昨年に引き続き、今年度も豊穰の秋をできるだけ迎えられることを切に希望している次第でございます。

後ほど、野中正造さんの関係につきましては、後ほど行政報告をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

本日は予定しております案件につきましては、専決処分に関する件が2件、それから工事請負契約に関する件が4件、税条例の改正に関する件が2件、そして、一般会計の補正予算1件ということで、9件の審議をお願いをする予定としておりますので、よろしく御審議賜りますよう、お願ひ申し上げまして、簡単ではございますけれども、招集に際しての御挨拶とさせていただきます。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署

名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、4番木村明雄君、5番川上初太郎君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました、第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第1号から報告承認第2号と、議案第48号から議案第54号を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（吉田敏男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 行政報告

日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、1件の行政報告を申し上げます。

このたび、茂足寄在住の野中正造氏に町民栄誉賞を贈呈いたしましたので、御報告をさせていただきます。

野中正造氏におかれましては、昨年からの男性の世界最高齢者として報道されていたところでございますが、4月10日付、112歳259日でギネス世界記録存命中の世界最高齢の男性として、ギネスワールドレコーズリミテッドから公式認定されました。

町といたしましては、この世界記録認定にあわせて、新たに町民栄誉賞表彰を設け、野中氏を表彰するとともに規定予算及び予備費を充用し、お祝い金を送呈させていただき、お祝いの懸垂幕を庁舎前に設置をいたしました。

野中氏は、明治38年7月25日に釧路国足寄村でお生まれになり、足寄町上利別池田町利別で農業、林業等に従事された後、雌阿寒山麓にある野中温泉の2代目として経営を担われ、現在は御家族と一緒に元気に御自宅で過ごされております。

野中氏が今後もお元気で記録を伸ばし続けられることを御祈念申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告承認第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題と

なりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

平成29年度足寄町一般会計補正予算（第13号）を、別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成29年度末において、町税、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、寄附金、繰入金、積立金、繰出金等の変更により予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

平成29年度足寄町一般会計補正予算（第13号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,508万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億832万3,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目基金積立金におきまして、公共施設建設等基金積立金などいたしました、合わせて1億1,100万円を計上いたしました。

第8款土木費、第4項都市計画費、第2目土地地区画整理費におきまして、足寄土地計画足寄市街地区都市区画整理事業特別会計繰出金といたしました、408万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

す。

5ページにお戻りください。

第1款町税、第1項町民税におきまして、個人町民税と法人町民税を合わせて221万3,000円を計上いたしました。

第2項固定資産税といたしまして、242万7,000円を計上いたしました。

第2款地方譲与税、第1項自動車重量譲与税におきまして、自動車重量譲与税といたしまして533万3,000円を計上いたしました。

6ページをお願いいたします。

第7款自動車取得税交付金におきまして、自動車取得税交付金といたしまして729万5,000円を計上いたしました。

第10款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして1億530万9,000円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。

第17款寄附金におきまして、教育振興寄附金といたしまして100万円を計上いたしました。

第18款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を929万4,000円減額いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5ページをお開きください。

5ページから8ページまで、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度足寄町一般会計補正予算（第13号）についての件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

専決処分書。

平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を、別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、平成29年度歳入が

歳出に対して不足する見込みとなったことにより、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

専決処分した補正の内容について、御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、歳入におきまして、第3款繰入金におきまして一般会計繰入金といたしまして、408万7,000円を計上し、第5款諸収入、第1項雑入におきまして、清算金を55万円、建物収去代替執行弁償金（滞納繰越分）を353万7,000円減額いたしました。

補正理由でございますが、諸収入の清算金において、徴収清算金に係る分割納付の申し出があったことから、分割納付を認め、55万円減額するものでございます。また、建物収去代替執行弁償金につきましては、平成21年に行いました建物収去土地明け渡し請求事件に伴う建物収去到要した費用の弁償金でございますが、相手方に対して請求を行ってきているところでございますが、平成29年度末で未納の状況であり、赤字決算となってしまうことから、これを減額し、平成30年度補正予算に計上することとし、一般会計からの繰入金により補填するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第48号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第48号町民センター改修（第2期）（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第48号町民センター改修（第2期）（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年4月26日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した町民センター改修（第2期）（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処

分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、町民センター改修（第2期）（建築主体）工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、7,365万6,000円、契約の相手方は、足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設、代表取締役木村祥悟氏でございます。

工期は、平成31年3月13日でございます。

14ページ、15ページに平面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。改修箇所は、平面図の斜線の部分で、1階は多目的ホール、教育委員会事務室、ロビーなど、2階は談話スペース、会議室、ロビーなどの改修でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号町民センター改修（第2期）（建築主体）工事請負契約についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第48号町民センター改修（第2期）（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第49号町民センター改修（第2期）（電気設備）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第49号町民センター改修（第2期）（電気設備）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年4月26日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した町民センター改修（第2期）（電気設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、町民センター改修（第2期）（電気設備）工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、7,862万4,000円。

契約の相手方は、足寄町南2条2丁目3番地、株式会社横山電気商会、代表取締役横山協司氏でございます。

工期は、平成31年3月13日でございます。

工事の概要でございますが、建築主体工事に伴います照明、電源設備等でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号町民センター改修(第2期)(電気設備)工事請負契約についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第49号町民センター改修(第2期)(電気設備)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第50号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第50号町民センター改修(第2期)(機械設備)工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第50号町民センター改修(第2期)(機械設備)工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年4月26日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した町民センター改修(第2期)(機械設備)工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでござい

ます。

契約の目的は、町民センター改修(第2期)(機械設備)工事。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、8,899万2,000円。

契約の相手方は、奥原・白沢・コミヤマ經常建設共同企業体、代表者は帯広市西20条北1丁目3番地30号、株式会社奥原商会、代表取締役奥原宏氏でございます。

構成員は、足寄町南5条1丁目18番地、有限会社白沢文栄堂、代表取締役白澤康氏、同じく構成員としまして、足寄町南2条2丁目12番地有限会社コミヤマ、代表取締役込山善兵衛氏でございます。

工期は、平成31年3月13日でございます。

工事の概要でございますが、建築主体工事に伴います給排水設備、暖房設備、空調設備等でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号町民センター改修(第2期)(機械設備)工事請負契約についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第50号町民センター改修(第2期)(機械設備)工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第51号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第51号花輪線整備工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第51号花輪線整備工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年4月26日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した花輪線整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的、花輪線整備工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億3,966万5,600円。

契約の相手方は、足寄町南6条7丁目22番地、株式会社勝建工業、代表取締役黒田勝氏でございます。

工期は、平成31年1月18日でございます。

工事概要は、延長750メートル、幅員5.5メートルの道路改良舗装工事でございます。

19ページ、20ページに配置図、土工定規図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番高橋秀樹君。

○11番(高橋秀樹君) この花輪線の工事に関しては、指名競争入札ということで、しっかりと入札が行われて契約が行われたと、そういうふうに思っております。

しかし、この当初予算というか、そのときの金額が私の記憶ではもう少し高かったというふうにちょっと思っているのですが、今回、大分減額と言ったら変なのですが、その至った経緯等、説明をいただければありがたいというふうに思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

○建設課長(増田 徹君) 高橋議員の質問にお答えをいたします。

この予算だったのですが、予算編成のときには調査設計がまだ完了してなくて、より正確な積算ができなかったというのが事実でございます。

また、調査設計におきまして、地権者の了解をいただき、路線の位置の変更を一部行ったことにより土工料が減ったこと、それから、横断管渠を2カ所を当初予定していたのですが、そのうちの1カ所については、設計段階では改修の必要がないだろうということで判断されたこと、それから、最終バイオガスプラントへの取り付け道路に関しても、当初予定していた延長よりも短くなったことなどが要因でございます。

そのことによって、ちょっと当初予算から見ると、大幅に減額したような形になりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) 11番高橋秀樹君。

○11番(高橋秀樹君) 大分減額になったと思うのですが、今後、なるべく減額

が少なくなるような形をとっていただければありがたいと、そういうふうに思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

2番榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） この入札に関しましては、何社が参加されて、入札率はどうだったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

花輪線整備工事の入札につきましては、5者の指名で、落札率は97.36%でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原深雪。

○2番（榊原深雪君） ちなみに2位の方は何%だったのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 大変答弁まで時間を要しまして、申しわけございませんでした。

落札した業者の落札率は97.36%と先ほど申し上げました。第2位の業者は97.84%ございました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

1番熊澤芳潔君。

○1番（熊澤芳潔君） このバイオマスの液肥の運搬をそれぞれするんだと思うのですが、町からこの芽登花輪線に向かうこの橋がありますよね、芽登から。その橋が非常にあそこは狭いですよね。そして、大型は交差できないという実態なのですが、こ

の辺の流れはどのような形に考えておられるのかとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 芽登からの取りつけというか、ちょうど東芽登原野線にかかる共栄橋なのですけれども、今回、花輪線整備工事とは別の、橋りょう長寿命化計画のほうで一部改修を考えております。

幅員等については大きくならないのですが、橋の長寿命化で改修をすることになっておりますので、その辺は行程、工期合わせながら進めてまいりたいというふうに考えてますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。あの橋、本当に狭いです。なるべく早くやる必要があるのかという気がします。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号花輪線整備工事請負契約についての件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第51号花輪線整備工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第52号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第52号足寄町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が平成30年3月31日に公布され、原則平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、所要の改正をするものでございます。

改正条文の朗読は省略させていただきます。主な改正内容につきまして、新旧対照表により、御説明を申し上げます。

29ページをお開きください。

第1条による改正でございます。

1点目といたしまして、町民税についてでございます。第24条個人の町民税の非課税の範囲第2項の規定におきまして、障害者、未成年者、寡夫または寡婦に対する非課税措置の所得要件を125万円から135万円に、均等割の非課税限度額を10万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

2点目といたしまして、第34条の2所得控除、第34条の6調整控除の規定におきまして、基礎控除額、調整控除額に前年の合計所得金額2,500万円以下とするとの所得要件を創設するものでございます。

次に、31ページをお開きください。

3点目といたしまして、第48条法人の町民税の申告の規定におきまして、32ページをお開きください。

第48条に第10項から第12項までの3項を加え、資本金1億円超の内国法人に対し、町民税の申告について電子申告を義務づけることを新たに規定するものでございます。

次に33ページ、34ページをお開きください。

4点目といたしまして、たばこ税についてでございます。

第92条に製造たばこの区分を創設いたしまして、新たに加熱式たばこの区分を加えるとともに、第94条たばこ税の課税標準の規定に第3項を加えまして、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法について、重量と価格により紙巻きたばこに換算する方式とするものでございます。

次に、35ページをお開きください。

第95条たばこ税の税率の規定におきまして、税率を1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げるものでございます。

次に36、37ページをお開きください。

5点目といたしまして、固定資産税についてでございます。

附則の第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定におきまして、固定資産税の課税標準特例措置における地域決定型地方税制特例措置、我が町特例というものでございますが、同条に5項を加えるとともに、条例で定める割合をそれぞれ改めるものでございます。

39ページから40ページの第11条、第11条の2、第12条、第13条の改正規定は、土地の価格の特例、固定資産税の特例につきまして、適用期限を延長するものでございます。

続きまして、41ページでございますが、第2条による改正です。

42ページの第3条による改正、第4条による改正規定につきましては、たばこ税の課税標準及び税率につきまして、本年10月1日から段階的に施行することに伴う改正でございます。

24ページにお戻りください。

附則でございますが、第1条では、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用すること。ただし、第1号から第

10号に掲げる改正規定につきましては、それぞれ定められた日から施行するものでございます。

25ページの第2条以下につきましては、町民税、固定資産税、たばこ税に関する経過措置等について規定するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第52号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題と

なりました、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が成立し、平成30年4月1日から施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正条文の朗読は省略させていただきます。主な改正の内容につきまして御説明いたします。

まず第2条の改正規定につきましては、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になったことに伴いまして、第1項を改め課税額の定義を変更するとともに、第2項におきまして、基礎課税額分の課税限度額を54万円から58万円に改めるものでございます。

次に、23条の改正規定でございますが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更するもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を49万円から50万円にそれぞれ改めるものでございます。

その他の改正規定につきましては、法律の改正に伴いまして、法律から引用している条項及び文言につきまして所要の整備を行うものでございます。

附則でございますが、第1条では、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用すること、第2条では、平成29年度分までの国民健康保険税については従前の例によることを規定するものでございます。

なお、47ページに、新旧対照表を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます

ますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第54号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第54号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第54号平成30年度足寄町一般会計

補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,099万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億1,083万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第18目新エネルギー対策費、第13節委託料におきまして、温泉付随ガス有効利用システム設計業務を202万4,000円減額いたしました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第13節委託料におきまして、新町イチゴハウスエネルギー供給設備整備実施設計業務といたしまして、2,092万4,000円を計上いたしました。

第19節負担金補助及び交付金におきまして、農家給水施設補修事業補助金といたしまして52万3,000円を計上いたしました。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第19節負担金補助及び交付金におきまして、足寄高等学校振興会補助金といたしまして65万2,000円、足寄高等学校振興会部活動備品購入補助金といたしまして91万6,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして2,099万1,000円を計上いたしました。

以上で、議案第54号平成30年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6 ページをお開きください。

6 ページから 7 ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号平成 30 年度足寄町一般会計補正予算(第 1 号)の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第 54 号平成 30 年度足寄町一般会計補正予算(第 1 号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成 30 年第 2 回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前 11 時 01 分 閉会

平成30年第2回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員